

第107期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の注記」

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

株式会社 広島銀行

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

●当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 名称 株式会社広島銀行第1回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 30,300株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2010年7月29日～2040年7月28日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	2名
	① 名称 株式会社広島銀行第2回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 32,100株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2011年7月28日～2041年7月27日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	2名
	① 名称 株式会社広島銀行第3回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 57,150株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2012年7月28日～2042年7月27日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	2名
	① 名称 株式会社広島銀行第4回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 46,350株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2013年7月26日～2043年7月25日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 名称 株式会社広島銀行第5回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 65,500株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2014年7月31日～2044年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	4名
	① 名称 株式会社広島銀行第6回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 54,750株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2015年8月1日～2045年7月31日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	5名
	① 名称 株式会社広島銀行第7回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 108,300株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2016年7月30日～2046年7月29日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 2017年10月1日付で実施いたしました株式併合（普通株式2株につき1株の割合）により、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」

●第107期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計		
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金			
当 期 首 残 高	54,573	30,634	108	30,742	40,153	209,604	30,400	280,157	△423	365,050
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△6,242	△6,242		△6,242
別途積立金の積立						24,000	△24,000	－		－
当 期 純 利 益							27,034	27,034		27,034
自己株式の取得									△855	△855
自己株式の処分			2	2					32	35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	2	2	－	24,000	△3,208	20,791	△822	19,972
当 期 末 残 高	54,573	30,634	111	30,745	40,153	233,604	27,191	300,948	△1,246	385,022

	評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	39,486	△512	27,763	66,738	322	432,110
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△6,242
別途積立金の積立						－
当 期 純 利 益						27,034
自己株式の取得						△855
自己株式の処分						35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8,900	△34	－	8,866	△14	8,851
当期変動額合計	8,900	△34	－	8,866	△14	28,824
当 期 末 残 高	48,387	△547	27,763	75,604	308	460,934

●計算書類の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	22年～50年
そ　　他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,536百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

(6) 株式給付引当金

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への当行株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(7) 本店建替損失引当金

本店建替損失引当金は、当行の本店建替に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積った建替関連の損失見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（信託を通じて自社の株式を交付する取引）

信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結計算書類「追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 15,562百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,495百万円、延滞債権額は50,895百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,876百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,923百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,189百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,359百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	848,175百万円
その他資産	86百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,488百万円
売現先勘定	111,329百万円
債券貸借取引受入担保金	262,859百万円
借入金	551,236百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券5,013百万円及びその他の資産48,888百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金2,293百万円及び先物取引差入証拠金1,101百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替等の額面金額は、該当ありません。

8. 現先取引に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは343百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,749,508百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,669,757百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,184百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 50,515百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 12,779百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は39,647百万円であります。

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託17,711百万円であります。

16. 関係会社に対する金銭債権総額 32,862百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額 19,161百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 1,352百万円

役務取引等に係る収益総額 704百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 47百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 2百万円

役務取引等に係る費用総額 1,275百万円

その他の取引に係る費用総額（営業経費） 476百万円

2. 「その他の経常収益」には投資損失引当金戻入益4,901百万円を含んでおります。

3. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失4,160百万円を含んでおります。

4. 関連当事者との取引に関する事項

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
子会社	ひろぎん保証株式会社	所有 直接 100.00%	各種ローンの被債務保証取引 役員の兼任	ローン債権に対する被債務保証（注）	839,148	—	—

（注） 保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,025	1,950	1,525	1,449	(注) 1、2
合計	1,025	1,950	1,525	1,449	

(注) 1. 2017年6月28日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。

2. 自己株式数の増加は役員報酬B I P信託による市場買付1,936千株（株式併合前）、単元未満株式の買取12千株（株式併合前10千株、株式併合後1千株）、株式併合に伴う端数株式の買取1千株によるものであり、減少は株式併合による減少1,446千株、新株予約権の権利行使による譲渡77千株（株式併合前）、単元未満株式の買増請求1千株（株式併合前1千株、株式併合後0千株）によるものであります。

役員報酬B I P信託が所有する当行株式は、当事業年度末株式数に968千株含まれております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2018年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△3

2. 満期保有目的の債券（2018年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2018年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
出資金	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	12,990
関連法人等株式	414
出資金	2,158
合計	15,562

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2018年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	119,558	45,888	73,669
	債券	701,291	694,738	6,552
	国債	445,288	442,539	2,749
	地方債	96,230	94,889	1,340
	社債	159,772	157,309	2,463
	その他	85,513	80,938	4,574
	小計	906,362	821,565	84,797
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	13,885	16,396	△2,511
	債券	121,400	121,862	△462
	国債	40,982	41,103	△121
	地方債	25,193	25,259	△65
	社債	55,223	55,499	△275
	その他	332,639	345,354	△12,714
	小計	467,925	483,613	△15,688
合計		1,374,288	1,305,179	69,109

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	4,072
その他	2,157
合計	6,229

(※1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(※2) 当事業年度における非上場株式の減損処理額は、1百万円であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,501	2,019	154
債券	31,122	227	10
国債	25,870	215	—
地方債	3,910	9	8
社債	1,342	2	1
その他	192,226	6,580	4,632
合計	231,850	8,827	4,797

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、46百万円（うち、債券46百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2018年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2018年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2018年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	156	156	—	—	—

（注） 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	14,541百万円
有価証券評価損	747百万円
減価償却	1,856百万円
その他	4,496百万円
繰延税金資産小計	21,642百万円
評価性引当額	△949百万円
繰延税金資産合計	20,692百万円

繰延税金負債

退職給付引当金	△6,554百万円
退職給付信託設定益・解除益	△691百万円
その他有価証券評価差額金	△20,721百万円
繰延税金負債合計	△27,967百万円
繰延税金資産（△負債）の純額	△7,274百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,480円24銭
1株当たりの当期純利益金額	86円74銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	86円63銭

(注) 1. 2017年6月28日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。(1株当たり情報)は、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76131口)が所有している当行株式については、計算書類において自己株式として会計処理しているため、1株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

1株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は968千株、期中平均株式数は485千株であります。

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の注記」

●第107期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	54,573	30,743	290,180	△437	375,060
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,242		△6,242
親会社株主に帰属する当期純利益			25,809		25,809
自 己 株 式 の 取 得				△855	△855
自 己 株 式 の 処 分		2		32	35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	2	19,566	△822	18,746
当 期 末 残 高	54,573	30,746	309,747	△1,260	393,807

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	39,492	△512	27,763	5,011	71,755	322	447,138
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△6,242
親会社株主に帰属する当期純利益							25,809
自 己 株 式 の 取 得							△855
自 己 株 式 の 処 分							35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8,906	△34	－	3,004	11,877	△14	11,862
当 期 変 動 額 合 計	8,906	△34	－	3,004	11,877	△14	30,609
当 期 末 残 高	48,399	△547	27,763	8,016	83,632	308	477,748

●連結計算書類の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等の株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	22年～50年
そ の 他	3 年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法(ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年・10年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,536百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(9) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）への当行株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(11) 本店建替損失引当金の計上基準

本店建替損失引当金は、当行の本店建替に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積った建替関連の損失見込額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場により換算しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役等を対象に、信託の仕組みを活用して当行株式を交付等する役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託を導入しております。

(1) 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき取締役等にポイントを付与し、退任時に累計ポイントに相当する当行株式及び当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を信託を通じて交付及び給付します。取締役等に対し交付等する当行株式等については、予め当行が信託設定した金銭により取得します。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- ② 信託における帳簿価額は847百万円であります。
- ③ 信託が保有する自社の株式の期末株式数は968千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式を除く） 4,838百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,538百万円、延滞債権額は50,895百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,876百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,923百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,233百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27,359百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 848,175百万円

その他資産 1,600百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,488百万円

売現先勘定 111,329百万円

債券貸借取引受入担保金 262,859百万円

借入金 555,664百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券5,013百万円及びその他資産48,888百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金8,703百万円、保証金2,567百万円及び先物取引差入証拠金1,115百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替等の額面金額は、該当ありません。

8. 現先取引及び信用取引等に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは21,070百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,735,338百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,655,587百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

28,184百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

50,922百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額

12,779百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は39,647百万円であります。

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託17,711百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益6,495百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失4,160百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	625,266	—	312,633	312,633	(注) 1、2
合計	625,266	—	312,633	312,633	
自己株式					
普通株式	1,079	1,950	1,552	1,476	(注) 3
合計	1,079	1,950	1,552	1,476	

(注) 1. 2017年6月28日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。

2. 発行済株式数の減少は株式併合による減少312,633千株であります。

3. 自己株式数の増加は役員報酬B I P信託による市場買付1,936千株(株式併合前)、単元未満株式の買取12千株(株式併合前10千株、株式併合後1千株)、株式併合に伴う端数株式の買取1千株によるものであり、減少は株式併合による減少1,473千株、新株予約権の権利行使による譲渡77千株(株式併合前)、単元未満株式の買増請求1千株(株式併合前1千株、株式併合後0千株)によるものであります。

役員報酬B I P信託が所有する当行株式は、当連結会計年度末株式数に968千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—				308	
合計			—				308	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年 6月28日 定時株主総会	普通株式	3,433百万円	5.5円	2017年 3月31日	2017年 6月29日
2017年 11月9日 取締役会	普通株式	2,809百万円 (注)	4.5円	2017年 9月30日	2017年 12月8日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託に対する配当金8百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2018年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年 6月27日 定時株主総会	普通株式	2,809百万円 (注)	利益剰余金	9.0円	2018年 3月31日	2018年 6月28日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託に対する配当金8百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行及びグループ会社（以下、「当行」という。）は、銀行業務を中心に、金融商品取引、信用保証、リース、クレジットカード等の金融サービスを提供しております。これらの業務のうち、中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当行が保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。また、お客さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、貸出先の信用状態の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び取引先との間の良好な関係を構築又は維持するために保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、取引先の金融ニーズに基づく為替予約や通貨スワップ等、及びALMの一環として行う金利スワップ等があり、金利・為替などの市場変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティーリスク）に晒されております。このうちALMの一環として行う金利スワップ等は、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金等に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジの有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の信用状態の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

(審査体制)

当行では、営業店が採り上げる主要な貸出案件について、営業部門とは独立した審査部門が、厳正な審査を行う体制となっております。審査部門では、業種毎に審査ラインを設けて対応しているほか、お取引先企業の財務内容を健全化し、企業再生を実現するための専担ラインを設けており、お取引先の経営改善支援の取り組みにも力を注いでおります。

貸出案件の採り上げに当たっては、取締役会が定めた「与信基本原則規程」に基づき、法令や公序良俗に反する案件を排除することはもちろん、資金使途や返済原資、保証や担保等を十分確認するほか、収益性や公共性の観点からも慎重な検討を行っております。

また、お客さまからのお借入条件の変更等のお申込みについては、同様に取締役会が定めた「金融円滑化管理に関する基本方針」に基づき、お客さまの実態に合わせた真摯な対応を行っています。審査においては財務諸表等の表面的計数や特定の業種であることのみに基づく機械的・画一的な判断を行わない等、お客さまのニーズ・悩みを共有し、創意工夫するなかで、適切かつ迅速な審査を行うこととしています。

審査体制の充実・強化については、個別与信管理の中で企業の信用力の適切な把握に努めているほか、様々な研修等により行員の審査能力向上を図る等、継続的に取り組んでおります。

（信用格付制度をベースとしたリスク管理）

貸出金の信用リスクを客観的に把握するため、当行では信用格付制度を導入し、お取引先の信用力格差を財務データ等に基づき12段階に細分化して、その変化を継続的に把握しております。また、格付に基づく信用リスクの計量化を実施し、貸出資産における信用リスクの状況の把握や資本配賦運営等に活用しております。

さらに、格付別のデフォルト率やデフォルト先からの回収実績等、信用リスクの計量化に必要なデータを蓄積・整備するとともに、高度な計量化手法を導入し、より精緻にリスク量を把握するよう努めております。

（資産の自己査定）

信用格付制度の運営と並行して、毎年度行う資産の自己査定により、貸出等の資産内容の健全性を厳しくチェックしております。具体的には、営業店で融資先の財務状況に基づき査定した結果について、その妥当性を本店の審査部門でチェックしております。さらに、リスク統括部が主要なものを抽出し、再度、その妥当性と正確性を厳格に検証するとともに、監査部門がプロセス監査を実施しております。この自己査定に基づいて、回収ができないと合理的に見込まれるものは、全額引当処理（当該連結会計年度の損失として計上すること）を行い、資産の内容を常に健全な状態に保っております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当行では、有価証券だけでなく、預貸金等を含めた資産・負債の総合管理（A L M）の充実・強化を図ることによって金利をはじめとする市場リスクをコントロールし、収益の安定化を図っております。A L Mに基づく分析・シミュレーション結果は、経営計画策定上の重要な判断要素として毎年度の経営方針に反映しております。

また、市場リスクの管理を厳格に実施するため、リスク量の限度額等を設定するとともに、ヘッジ方針や資産価値が減少した場合の報告・協議ルール等を定め、市場の動きに迅速かつ適切に対応し、収益の安定化を図る体制を構築しております。限度額等の遵守状況は、ポジション額、リスク量、損益状況等の主要な計数とともに日次で管理しております。

また、時価主義会計に的確に対応して、保有目的区分に基づく厳正な会計処理を行い、市場価格の変動を適切に財務内容に反映しております。

（トレーディング勘定のリスク管理）

トレーディング勘定（有価証券及びオフバランス取引において、短期的な売買差益やお客さまの依頼に基づく取次等を目的とした取引）については、バンキング勘定（預貸金取引及び投資有価証券取引とそれに関連する取引）との性格の違いから、特別な管理を行っております。当行では特定取引勘定を設置し、時価に基づく透明な会計処理を実施して管理強化を図っております。自己ポジションによるディーリングについては、ポジション枠やロスカット等に関する厳格なルールの下で、限定的なポジションでの運営に努めているほか、対顧客取引については、原則として銀行間市場でフルカバーをとることにより、スクエアポジションでの運営を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。

当行では、短期間のストレス下における資金流出に備えるため、国債などの高流動性資産を確保しております。また、長期的な資金調達リスクの軽減を図るため、流動性の乏しい貸出金と預金、長期市場調達等の安定性調達との差額である安定性ギャップを管理しております。

さらに、資金繰り及び流動性リスクの状況や資金繰りに影響を与える事項についてモニタリングを行い、不測の事態が発生した場合も迅速かつ的確に対応する体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、「連結貸借対照表計上額」の重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、次表に含めておりません（注2参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資 産			
(1) 現金預け金	1,511,177	1,511,177	—
(2) コールローン及び買入手形	18,521	18,521	—
(3) 買入金銭債権	7,424	7,424	—
(4) 特定取引資産（*2）			
売買目的有価証券	917	917	—
(5) 金銭の信託	8,256	8,256	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	1,371,648	1,371,648	—
(7) 貸出金	5,861,796		
貸倒引当金（*1）	△32,737		
	5,829,059	5,967,373	138,314
資産計	8,747,005	8,885,320	138,314
負 債			
(1) 預金	7,170,925	7,171,400	475
(2) 譲渡性預金	270,129	270,131	1
(3) コールマネー及び売渡手形	50,000	50,000	—
(4) 売現先勘定	111,329	111,329	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	262,859	262,859	—
(6) 借入金	585,551	586,266	715
負債計	8,450,793	8,451,986	1,192
デリバティブ取引（*1）（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,519	1,519	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3,056	3,056	—
デリバティブ取引計	4,576	4,576	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、デリバティブに対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

（*3）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金についても、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託のうち、外部格付を有するものは、元利金の合計額を期間ごとの外部格付別平均利回りで割り引いて時価を算定しております。それ以外のものについては、信託財産構成物が満期のない預け金等から構成されており、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は、取引所の価格、債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定(*)しております。

(*) 金利スワップ等の特例処理の対象とされた長期貸出金の時価については、金利スワップ等の時価(「デリバティブ取引」参照)を当該長期貸出金の時価に加算して算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

金利関連取引及び通貨関連取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等によっております。地震デリバティブ取引については、取得価額をもって時価としております。

なお、金利スワップ等の特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該長期貸出金の時価に含めて記載しております（「資産(7)」参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	6,753
その他	4,315
合計	11,068

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2018年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△2

2. 満期保有目的の債券（2018年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券（2018年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	119,558	45,888	73,669
	債券	701,291	694,738	6,552
	国債	445,288	442,539	2,749
	地方債	96,230	94,889	1,340
	社債	159,772	157,309	2,463
	その他	85,513	80,938	4,574
	小計	906,362	821,565	84,797
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	13,885	16,396	△2,511
	債券	121,400	121,862	△462
	国債	40,982	41,103	△121
	地方債	25,193	25,259	△65
	社債	55,223	55,499	△275
	その他	332,639	345,354	△12,714
	小計	467,925	483,613	△15,688
合計		1,374,288	1,305,179	69,109

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	8,501	2,019	154
債券	31,122	227	10
国債	25,870	215	—
地方債	3,910	9	8
社債	1,342	2	1
その他	192,226	6,580	4,632
合計	231,850	8,827	4,797

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、46百万円（うち、債券46百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2018年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (2018年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2018年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	8,256	8,256	—	—	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,534円40銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	82円81銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	82円71銭

(注) 1. 2017年6月28日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。(1株当たり情報)は、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76131口)が所有している当行株式については、連結計算書類において自己株式として会計処理しているため、1株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

1株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は968千株、期中平均株式数は485千株であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 20百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2010年ストック・オプション	2011年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名	当行取締役 11名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 191,600株	普通株式 179,150株
付与日	2010年7月28日	2011年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2010年7月29日 ～2040年7月28日	2011年7月28日 ～2041年7月27日

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 10名	社外取締役以外の 当行取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 225,050株	普通株式 133,700株
付与日	2012年7月27日	2013年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2012年7月28日 ～2042年7月27日	2013年7月26日 ～2043年7月25日

	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外取締役以外の 当行取締役 10名	社外取締役以外の 当行取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 154,700株	普通株式 82,500株
付与日	2014年7月30日	2015年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2014年7月31日 ～2044年7月30日	2015年8月1日 ～2045年7月31日

	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外取締役以外の 当行取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 125,350株
付与日	2016年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2016年7月30日 ～2046年7月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年10月1日付株式併合（2株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2018年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	30,300	32,100	57,150	46,350
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	30,300	32,100	57,150	46,350

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	125,350
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	125,350
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	78,500	63,550	—
権利確定	—	—	125,350
権利行使	13,000	8,800	17,050
失効	—	—	—
未行使残	65,500	54,750	108,300

(注) 2017年10月1日付株式併合（2株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格	1 円	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価	652円	644円	446円	820円

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	998円	998円	998円
付与日における公正な評価単価	914円	1,346円	654円

(注) 2017年10月1日付株式併合（2株につき1株の割合）による影響を反映した金額を記載しております。

(企業結合等関係)

当行の持分法適用の関連法人であったひろぎんウツミ屋証券株式会社は2017年6月1日付で自己株式の取得を行い、当行の完全子会社となりました。その概要は以下のとおりです。

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及び事業の内容
ひろぎんウツミ屋証券株式会社（金融商品取引業）
- (2) 企業結合を行った主な理由
被取得企業との連携強化を図り、お客さまの利益の適切な保護に十分配慮した価値ある金融商品・サービスの提供とともに、お客さまの利便性やご満足・ご安心の向上に資するため
- (3) 企業結合日
2017年6月1日（みなし取得日 2017年4月1日）
- (4) 企業結合の法的形式
持分法適用の関連法人による自己株式の取得により生じる議決権比率の変動
- (5) 結合後企業の名称
ひろぎん証券株式会社（2017年6月1日付でひろぎんウツミ屋証券株式会社から商号変更しております）
- (6) 取得した議決権比率
企業結合直前に保有していた議決権比率：50%
企業結合日に取得した議決権比率：50%
取得後の議決権比率：100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当行が被取得企業の議決権の過半数を取得するため

2. 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2017年4月1日をみなし取得日としているため、2017年4月1日から2018年3月31日までの業績を含めております。

3. 取得原価の算定等に関する事項

- (1) 被取得企業の取得原価
企業結合前に保有していたひろぎんウツミ屋証券株式会社の企業結合日における時価
5,000百万円

- (2) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差損
2,123百万円

4. 取得原価の配分に関する事項

- (1) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	24,236百万円
固定資産	611百万円
資産合計	24,847百万円

流動負債	15,607百万円
固定負債	43百万円
負債合計	15,650百万円

- (2) 発生した負ののれんの金額及び発生原因

- ① 発生した負ののれんの金額

4,196百万円

- ② 発生原因

企業結合時の時価純資産額が被取得企業の取得原価を上回ったため

(重要な後発事象)

(連結子会社間の合併)

当行は、2018年4月27日開催の取締役会において、当行の連結子会社であるひろぎんモーゲージサービス株式会社とひろぎんビジネスサポート株式会社との合併について決議いたしました。

1. 取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	ひろぎんモーゲージサービス株式会社
事業の内容	担保不動産の調査・評価業務

被結合企業の名称	ひろぎんビジネスサポート株式会社
事業の内容	連結決算業務、印刷製本業務等

- (2) 企業結合日

2018年7月1日(予定)

- (3) 企業結合の法的形式

ひろぎんモーゲージサービス株式会社を存続会社、ひろぎんビジネスサポート株式会社を消滅会社とする吸収合併

- (4) 結合後企業の名称

ひろぎんビジネスサービス株式会社

- (5) その他取引の概要に関する事項

業務の効率化及びグループ経営の一層の強化を目的に合併を行うものです。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

以 上